

兵庫県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.2E-2	1.3E+0	4.0E+1	41.7
64	エトフェンプロックス	8.2E+1	9.6E+0	7.9E+1	3.6E+1	207.1
117	テブコナゾール				5.1E+0	5.1
139	トラロメトリン			1.3E+1	3.3E+0	16.1
140	フェンプロパトリン			9.8E+0		9.8
153	テトラメトリン	7.4E+2	1.2E+1	7.7E+2	1.7E-1	1,529.9
181	ジクロロベンゼン	1.6E+3	2.7E+2			1,890.5
225	トリクロルホン		9.6E+0			9.6
251	フェニトロチオン		1.9E+2	1.2E+1		198.9
252	フェンチオン	1.8E+1	7.5E+1	1.8E+1		111.3
256	デカン酸				4.0E+0	4.0
350	ペルメトリン	1.6E+2	5.5E+1	1.1E+2	9.3E+1	418.8
405	ほう素化合物		1.5E-1	1.9E+2	3.3E+0	190.3
427	カルバリル			6.2E+2		616.0
428	フェノプカルブ			6.3E+1	2.4E+2	302.5
457	ジクロルボス	3.2E+2	8.4E+2			1,160.0
合 計		2.9E+3	1.5E+3	1.9E+3	4.3E+2	6711.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等